

入間市商工業振興条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>ア <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項第1号、第3号又は第5号に規定する者</u></p> <p>イ <u>産業競争力強化法第2条第24項第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ア) <u>当該事業を開始した日以後1年を経過していない者</u></p> <p>(イ) <u>当該事業を開始した日以後1年を経過している者で事業を開始した日以後初めて行う地方税法（昭和25年法律第26号）第317条の2に規定する申告書の提出に基づく市民税の第1回目の納期が到来していないもの</u></p> <p>ウ <u>産業競争力強化法第2条第24項第4号又は第6号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ア) <u>当該会社を設立した日以後1年を経過していない者</u></p> <p>(イ) <u>当該会社を設立した日以後1年を経過している者で当該会社を設立した日以後初めて行う地方税法第321条の8に規定する申告書の提出の期限が未到来であり、かつ、当該申告書を提出していないもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項各号に掲げる者をいう。</u></p> <p>(4) <u>新規中小企業者 中小企業者であつて、</u></p>

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業等経営強化法第2条第4項第1号に掲げる者のうち、当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかった者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該事業を開始した日以後1年を経過していないもの

(イ) 当該事業を開始した日以後1年を経過しているもので事業を開始した日以後初めて行う地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2に規定する申告書の提出に基づく市民税の第1回目の納期が到来していないもの

イ 中小企業等経営強化法第2条第4項第2号に掲げる者のうち、当該会社の設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された者又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立した者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該会社を設立した日以後1年を経過していないもの

(イ) 当該会社を設立した日以後1年を経過しているもので当該会社を設立した日以後初めて行う地方税法第321条の8に規定する申告書の提出の期限が未到来であり、かつ、当該申告書を提出していないもの

(4)～(8) 略

(融資あつせん)

第5条 市長は、中小企業者、中小企業団体及び創業者（以下「中小企業者等」という。）の資金調達の円滑化を図るため、融資のあつせんをすることができる。

2 略

(5)～(9) 略

(融資あつせん)

第5条 市長は、中小企業者、中小企業団体、創業者及び新規中小企業者（以下「中小企業者等」という。）の資金調達の円滑化を図るため、融資のあつせんをすることができる。

2 略

別表第 2 (第 5 条関係)

種類	貸付限度額	対象資格	資金用途
1 特別 小口無 担保無 保証人 融資	2,000 万円	(1) <u>中小企業者又は中 小企業団体（市と信用 保証協会が協議して定 める者に限る。以下「融 資あつせん対象中小企 業者等」という。）で あること。</u> (2)～(9) 略	略
2 小口 特別融 資	2,000 万円	(1) <u>融資あつせん対象 中小企業者等であるこ と。</u> (2)～(6) 略	略
3 創業 支援資 金融資	2,000 万円	(1) <u>創業者であつて、融 資あつせん対象中小企 業者等（中小企業団体 を除く。以下この号に おいて同じ。）である こと（第 2 条第 3 号ア の創業者にあつては、 事業を開始する日又は 会社を設立する日に融 資あつせん対象中小企 業者等となること。）。</u> (2) <u>第 2 条第 3 号アの 創業者にあつては、市 内に居住し、住民登録 がされている者（産業 競争力強化法第 2 条第 24 項第 5 号に規定する 創業者にあつては、市 内に引き続き 6 か月以 上本店又は支店の登記 がされていること。） であつて、市内におい て店舗、工場又は事業 所を設け、事業を行お うとすること。</u>	略

別表第 2 (第 5 条関係)

種類	貸付限度額	対象資格	資金用途
1 特別 小口無 担保無 保証人 融資	1,250 万円	(1)～(8) 略	略
2 小口 特別融 資	1,250 万円	(1)～(5) 略	略
3 創業 支援資 金融資	1,500 万円	(1) <u>事業を開始する日 若しくは会社を設立す る日に中小企業者とな る創業者又は新規中小 企業者であること。</u> (2) <u>創業者にあつては、 市内に居住し、住民登 録がされている者（中 小企業等経営強化法第 2 条第 3 項第 3 号に規 定する創業者にあつて は、市内に引き続き 6 か月以上本店又は支店 の登記がされているこ と。）であつて、市内 において店舗、工場又 は事業所を設け、事業 を行おうとすること。</u>	略

	<p>(3) <u>第2条第3号イの創業者</u>にあつては、市内に居住し、住民登録がされている者であつて、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行つていること。</p> <p>(4) <u>第2条第3号ウの創業者</u>にあつては、市内に本店又は支店の登記がされており、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行つていること。</p> <p>(5)～(7) 略</p>		<p>(3) <u>新規中小企業者</u>にあつては、市内に居住し、住民登録がされている者（<u>法人にあつては、市内に本店又は支店の登記がされていること。</u>）であつて、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行つていること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>
--	--	--	--